

川口市監査告示第 25 号

地方自治法第 242 条第 5 項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 24 日

川口市監査委員	西 原 信一郎
同	金 井 洋
同	関 由紀夫
同	飯 塚 孝 行

住民監査請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

令和8年7月27日

3 請求の内容

「川口市職員措置請求書」

1 川口市長（委員会若しくは委員又は職員）に関する措置請求の要旨

(1) 監査請求の対象となる職員等

川口市長及び川口市危機管理課長

(2) 請求の対象とする違法・不当な財務会計上の行為

ア 川口市が、災害備蓄用食料（アルファ米等）の調達において、「ハラル認証の取得」を必須条件（マスト条件）とする不当な仕様制限を行い、特定の1社（A社）のみが適合する状態を4年間にわたって継続している行為。

イ また、上記仕様を理由に、保存期間が現行品と同等以上（7年から8年）であり、かつ発災直後に調理不要（リゾットタイプ）または現行品と同等で喫食可能なフリーズドライタイプの安全性の高い代替製品（B社のリゾごはん、フリーズドライご飯等）を同等品として認めずに、災害備蓄用食料の購入契約を締結し、または締結しようとしている公金支出の決定。

(3) 違法かつ不当な行為である理由

ア 地方自治法第 2 条 14 項（最小経費・最大効果の原則）違反

川口市（人口約 61 万人）の住民構成において、日本人住民が約 93.46%、外国人住民が約 6.54%である。うちハラール対応を必要とする可能性が高いイスラム教徒（トルコ国籍、インドネシア国籍、バングラデシュ国籍など）は推定で約 0.6%（約 4000 人）ほどである。この極少数の需要を満たすためだけに、市内全域の備蓄食料を一律に高価なハラール認証品に限定し、より保存期間が長く高性能な他社製品を排除することは、最小の経費で最大の効果を挙げる義務に著しく反する。特に、市場には 8 年保存が可能な長寿命製品が存在するにもかかわらず、ハラール認証の有無のみを理由にこれらを排除し、7 年保存の製品を採用し続けることは、備蓄食料の入れ替え頻度を不必要に高め、公金を浪費する行為である。

イ 比例原則の逸脱

ムスリム住民の食の確保という目的自体は正当であるが、その手段として全市一律の仕様にハラール認証を義務付けるのは、手段として過剰であり、裁量権の逸脱・濫用にあたる。イスラム系住民が集中する特定の避難所への適地配備という合理的な代替案があるにもかかわらず、これを検討せず一律仕様を強いることは不当である。

ウ 政教分離原則（憲法第 20 条・第 89 条）違反

最高裁判例が示した目的効果基準に照らすと、以下の点で意見・違法である。

(ア) 目的に宗教的意義がある

市はハラール認証を必須条件とする理由を多文化共生への配慮という世俗的な目的であると主張するようである。

しかし、川口市の全人口に占めるイスラム系住民の割合はわずか 0.3%（約 3000 人）である。この極めて限定的な対象への配慮を理由に、全市すべての避難所の備蓄食料に「ハラール認証（特定の宗教的規範への適合証明）」を最低限満たすべき必須条件（マスト条件）とすることは宗教的意義を持つ行為にほかならない。

(イ) 特定の宗教を援助・助長する効果がある

行政がハラール認証を入札の必須規格とすることは、公権力が特定の宗教教義（ハラール）に公的なお墨付きを与え、その価値を社会的に推奨・

促進する効果をもたらす。具体的には以下の点で「援助・助長」に該当する。

①宗教規範の公的採用による助長

行政が公金の支出において「ハラル」を絶対的基準と認めることで、結果として特定の宗教規範の社会的地位を高め、その普及を強力に後押ししている。

②宗教活動との密接な関わり

ハラル認証は宗教法人等の宗教的権威によって付与されるものであり、これを公金の通行証とすることは、行政が宗教的権威による証明を公的制度の一部として取り込むことを意味し、行政の宗教的中立性を根本から崩壊させる。

③事実上の特権付与

この仕様設定は、特定の宗教的基準を遵守する事業主体に対してのみ、公金による経済活動（入札）への参加資格を付与しており、客観的に見て特定の宗教的価値観を援助・促進する効果が明白である。

(ウ) 小括

ムスリム住民への配慮は、個別の代替食提供（人道的な配慮）として行われるべきであり、全市一律の標準仕様に宗教ルールを組み込むことは、目的効果基準のいずれの側面からも許容されない。したがって、特定の宗教規範を公的な入札制度の根幹に据え、それに基づき公金を支出する行為は、国家・自治体による宗教的活動の援助・助長を禁じた政教分離原則に違反する違法な財務会計上の行為である。

エ 公金支出の目的に対する著しい合理性の欠如

市が採用する現行の仕様（アルファ米）はお湯や水が必要で、復元までに長時間を要する（水で 60 分、お湯で 15 分）。一方で、市が採用を排除しているフリーズドライタイプのご飯は、水が必要である点は現行品と同様であるが、復元時間が極めて短く（水で 5 分、お湯で 3 分）、現行品に対し性能面で劣ることはない同等品である。さらにリゾットタイプ（リゾごはん）は調理不要でそのまま食べられるため、防災上の安全性・利便性は明らかに現行品を上回っている。

宗教的基準（ハラル）を、市民の命に関わる安全性能や備蓄効率より優先させることは、合理性が著しく欠如している。

(4) 市に生じる（生じた）損害

ア 維持管理コストの増大による財政上の損害

保存期間が 8 年の製品（B 社等）を採用すれば、現行の 7 年保存の製品に比べて備蓄食料の入れ替えサイクルを長期化させることが可能となる。20 年間の長期スパンで比較した場合、保存期間が長い製品を採用すれば購入回数を低減でき、結果として経費の大幅な抑制が可能となる。現行の運用は、ハラル認証という宗教的基準を優先するあまり、このコスト低減機会を不当に放棄し、長期的な財政支出を増大させている。

イ 防災上のリスクという無形の損害

発災時の混乱の中で調理の手間や水源確保の負担が大きい食品に固執することで、避難者の安全確保という最優先事項を後退させるという、金銭に換算しがたい重大なリスクを市民に負わせている。

(5) 市に求める是正措置の内容

ア 入札仕様書から、全市一律の必須条件としてのハラル認証の削除。

イ ハラル対応食については、人口統計に基づき必要な地域・避難所への適地配備とするよう仕様を見直すこと。

ウ 現行の仕様以上の保存期間（8 年）または同等の保存期間（7 年）を有し、かつ調理不要または注水のみで喫食可能なレトルト食品やフリーズドライ食品を同等品（または優良品）として認め、長寿命製品の採用による更新コスト抑制を図る公正な競争入札を再実施すること。

2 請求者

（略）

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

請求年月日 令和 8 年 7 月 23 日

川口市監査委員（あて）

以上

（以上、川口市職員措置請求書の原文を掲載）

別紙事実証明書

- 資料番号 1 「市長への手紙」回答（2025. 10. 29）
- 資料番号 2 メール（川口市役所危機管理課宛て）（2025. 10. 31）
- 資料番号 3 メール（請求人宛て）（2025. 11. 18）
- 資料番号 4 「市長への手紙」回答（2025. 11. 28）
- 資料番号 5 「市長への手紙」回答（2026. 3. 12）
- 資料番号 6-1 災害用保存食（アルファ米）仕様書
- 資料番号 6-2 災害用保存食（アルファ米）仕様書（2025 年度）
- 資料番号 7-1 『フリーズドライごはん』のリーフレット
- 資料番号 7-2 『リゾごはん』のリーフレット
- 資料番号 8 HOZONHOZONリーフレット
- 資料番号 9 グラフでみるかわぐちの人口
- 資料番号 10 『ハラル認証について』

4 請求の要件審査

本件請求について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条第 1 項及び第 2 項に定める要件に適合しているか審査を行い、所定の要件を具備しているものと認め、令和 8 年 7 月 3 0 日付けでこれを受理することを決定した。

5 監査委員の除斥

監査委員は、本件請求においては、法第 1 9 9 条の 2 の規定による除斥の対象とならない。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

監査対象事項を災害備蓄用食料の調達等に係る財務会計手続等に関する事項とした。

2 監査対象部局

監査対象部局を川口市危機管理部とした。

3 監査の実施

川口市職員措置請求書及び事実証明書等を基に、監査対象部局から、本件請求に係る関係文書等必要な資料の提出を求め、必要に応じて説明を聴取するなど、慎重に監査を行った。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から陳述書の提出があり、令和8年8月18日付けで收受した。

陳述書の要旨は、次のとおりである。

(1) 住民監査請求を行った理由

川口市の災害備蓄用食料の調達において、あまりにも不自然かつ不透明な選定プロセスが常態化しており、市民の命を守るという防災の本来の目的を著しく損ない、多額の公金を浪費している状態を看過することができなかった。

(2) 特定の1社による独占状態の経緯

約4年前にA社の営業職が川口市危機管理課の担当者をA社のアルファ化米の工場見学に誘い、その結果、翌年から、仕様書が同社の製品のみが適合する形に限定されるようになった。工場見学直後の仕様変更という事実は、特定業者との不適切な癒着や便宜供与を疑わざるを得ない重大な事態である。

(3) 不適切な入札仕様の実態

「ハラル認証」の有無を最低限満たすべき必須条件として設定しているが、極少数の需要を口実に、全市一律の仕様に特定の宗教的基準を組み込み、A社製品よりも保存期間が長く、かつ調理不要で安全性が高い他社の優れたレトルト食品を、合理的な理由なく排除し続けている。

以上のことから、監査委員においては、本陳述の内容及び提出した事実証明書を真摯に受け止め、川口市の財務会計上の不正・不当な行為を正し、市民の安全と公金の適正な運用を取り戻すための公正な判断を下すよう、切に願う。

5 関係職員からの陳述聴取等

監査対象部局である危機管理部から、令和8年8月17日に関係書類の提出を受けるとともに、当該職員に対し、8月28日に事実確認のための陳述聴取を行った。

陳述の要旨は、次のとおりである。

(1) 災害用に備蓄する食料について

災害時に不特定多数へ迅速に配布するため、宗教・信条上の理由があっても「誰もが喫食できる備蓄」を平時から確保するという、福祉・危機管理上の必要性に基づくものと考えている。

(2) 災害備蓄用食料の仕様（ハラル認証）について

緊急時には原材料等を個別に確認することが困難であることから、一定の管理水準を客観的に担保する手段として第三者認証であるハラル認証を求めたものである。

(3) 維持管理コストの増大による財政上の損害について

仕様書の要件を満たす範囲で保存期間の長い備蓄品を確保し、更新頻度を抑えることは長期的なコストの平準化・抑制の観点からも合理的であり、認証の有無による価格差についても有意な差は確認されていない。

(4) 同等品の承認について

認証品と非認証品を併存させると、配布現場での混乱や誤配布、配布遅延を招くおそれがあるため、代替品については、「誰もが喫食できること」を客観的に担保できない場合は、仕様上の同等品には当たらないと判断している。なお、仕様書には、本製品以外で入札に参加する場合、商品カタログや

サンプルを提出して申請し承認を得る旨を明記しているが、指名通知を受けた事業者からは同等品に係る申請は提出されていない。

6 監査の期間

令和8年7月27日から令和8年9月17日まで

第3 監査の結果

本件請求について、監査委員の合議により次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないことから棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断（理由がないものと認める理由）について述べる。

1 事実関係の確認

関係職員である危機管理部職員の陳述及び聞き取り並びに提出された関係文書等により確認した事項は、次のとおりである。

(1) 川口市における物品購入に係る財務会計手続について

川口市の物品購入に係る財務会計手続は、法令その他別に定めるものを除くほか、予算の執行に関する事務については、川口市予算事務規則（昭和62年規則第23号）、契約に関する事務については、川口市契約に関する規則（昭和39年規則第14号）、会計に関する事務については、川口市会計事務規則（平成17年規則第54号）により行われている。

指名競争入札に参加する者の選定は、川口市物品購入業者指名等選定基準に基づき、川口市物品入札参加業者等審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮り選定している。

(2) 本件契約に係る財務会計手続について

ア 予算執行伺書の作成について

本件契約の予算執行の所管課は、危機管理部危機管理課（以下「危機管理課」という。）であり、本件契約の目的は、災害発生時に避難者等へ食料を提供するために避難所等に食料を備蓄するため、アルファ米（五目ご飯）16,300食、アルファ米（わかめご飯）16,300食、アルファ米（青菜ご飯）16,300食、おかゆ7,200食、米粉クッキー23,520食を購入するものである。

危機管理課は、予算執行伺書の起票に当たり、本件契約に係る件名、品名及び数量、規格、納入場所、納入期限等についての注意事項を記載した仕様書を作成した。なお、危機管理課は、当該仕様書により入札参加資格を有する業者3者に参考見積書の提出を依頼し、提出された参考見積書を

もとに、本件契約に係る予算執行伺書の予定金額を税込みで2, 877万7, 896円とした。

契約方法は指名競争入札とし、令和7年10月27日に予算執行伺書に担当副市長の決裁を受け、その後、理財部契約課（以下「契約課」という。）に契約依頼を行った。

イ 指名業者の選定について

契約課は、危機管理課からの依頼を受け、当該案件について書面上の確認をしたところ、各仕様書に参考例示品が記載され、当該例示品以外で入札に参加しようとする場合には、事前承認を得ることとなっていることから、同等品での入札も可能であると判断し、その後、審査委員会に当該案件を諮り、11月20日に物品購入契約方法及び競争入札等の被指名人選定についての担当副市長の決裁を受け、請求人を含む指名業者7者の選定を行った。

ウ 指名競争入札について

契約課は、選定された請求人を含む指名業者にファクシミリで指名通知（開札日時、開札会場、契約条件等が記載された書面、入札書及び仕様書の交付）を行った。入札方法は、郵便又は持参による方法であった。

なお、当該案件について、参考例示品以外で入札する場合及びその他の事項に関する質疑等はなかった。

そして、12月18日に入札を執行し、最低価格2, 791万8, 000円で入札した業者を落札業者として決定した。

エ 支出負担行為及び契約締結について

契約課は、落札業者決定後、同日、支出負担行為兼契約締結伺書を起票し、同日、理財部長の決裁を受けた。

その後、翌19日に落札業者と契約書を取り交わし、契約を締結した。

オ 履行確認について

危機管理課は、令和8年3月27日、納入された物品を契約書及び仕様書等と照合し、指定数量が指定場所に納入されているかなどの履行確認を行い、危機管理課長が検収を行った。

カ 業者への契約金額の支払について

危機管理課は、契約業者から提出のあった請求書により支出金額を2,

791万8,000円とする支出命令書を3月31日に起票し、同日、危機管理課長の決裁を受け、会計管理者へ提出した。

会計管理者は本件契約に係る支出について審査し、4月10日に契約業者の指定口座に2,791万8,000円を支出した。

(3) 監査対象事項に係る費用

監査対象事項に係る費用で、本件請求から1年以内の対象となるものは、本件契約に基づき支出した消耗品費2,791万8,000円である。

2 判断

(1) 本件契約に係る手続等に関する違法性等について

ア 財務会計上の行為について

住民監査請求は、法第242条第1項で「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定されている。

また、住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実について、住民に対しその予防又は是正を監査委員に請求する権能を与え、もって住民全体の利益を確保し、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としている。

したがって、住民監査請求の対象となる普通地方公共団体の執行機関又は職員の行為は、普通地方公共団体が特定の行政目的のために行う一連の行為の中でも、普通地方公共団体の財産上何らかの損害を与え、ひいては住民の利益の侵害につながる財務会計上の事務処理にのみ関連するものに限られ、それ以外の一般行政上の行為については、たとえ、それが何ら

かの財務的効果を生じることがあるとしても、これを住民監査請求の対象とすることはできないと解されている。

請求人は、本件契約に係る仕様書がハラル認証の取得を必須条件とする不当な仕様制限を行い、特定の1社の製品のみが適合する状況であること、そして、上記仕様を理由に、他の製品を同等品として認めずに、本件契約を締結したことが違法又は不当である旨を主張する。

この点について見ると、毎年、埼玉県知事を通じて経済産業大臣から「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「基本方針」という。）に準じた措置の実施についての通知がなされ、その中で、「国等は、物件等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認める場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。なお、参考銘柄として固有の商品を例示する場合には、複数の商品を例示する等、実質的な銘柄指定とならないよう配慮するものとする。」とされている。

一方、内閣府（防災担当）が発した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（以下「取組指針」という。）では、食物アレルギーを有する者等への食糧や食事に関する配慮のうち、文化・宗教上の理由による配慮として、文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合、当該避難者に対し、可能な限り配慮することが望ましいこととされている。

そこで、本件契約に係る仕様書が、基本方針に定める真にやむを得ないと認める場合に該当するか否かについて検討する。

取組指針においては、文化・宗教上の理由による配慮を可能な限りと限定しており、国が地方公共団体に配慮を義務付けているものとまでは解することはできないものの、請求人が主張するように、本件契約に係る仕様書がハラル認証の取得を必須条件とする不当な仕様制限を行い、特定の1社の製品のみが適合する状況であると解さざるを得ない面も見受けられる。

しかしながら、危機管理部職員が陳述で主張するように、災害発生時には川口市が設置する多数の避難所に、文化・宗教上の配慮が必要な避難者が住民のほかに滞在者や通過者を含めて、どの避難所にどれだけの人数が避難するのか予測できないことから、避難所の混乱を防止するために備蓄

用食料にハラル認証の取得を必須条件とするとの政策判断は一定の合理性が認められ、基本方針に定める真にやむを得ないと認める場合に該当するものと解される。

また、請求人は、ハラル認証を必須とすることが政教分離原則に違反する旨を主張するが、ハラル認証を取得した食料を備蓄することによって、ハラル認証を必要とする文化・宗教上の背景を有する者に対して特別な利益を与えたり、他の文化・宗教上の背景を有する者に対して特別な不利益を与えたような事情は、何ら見受けられない。

よって、本件契約に係る仕様書がハラル認証の取得を必須条件とする不当な仕様制限を行い、特定の１社の製品のみが適合する状況であること、そして、上記仕様を理由に、他の製品を同等品として認めずに、本件契約を締結したことが違法又は不当であるとまでは言うことはできない。

そして、本件契約に係る各手続は、川口市事務決裁規程（昭和５１年庁達第２号）に従い、いずれも決裁権者の決裁を受けた上で行われたものであることから、手続上の瑕疵も認められない。

(2) 川口市の損害について

請求人は、川口市の運用がハラル認証という宗教的基準を優先するあまり、コスト低減期間を不当に放置し、長期的な財政支出を増大させていると主張する。

この点について見ると、法が住民監査請求について期間制限を設けているのは、普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法、不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないからである（最高裁平成１４年９月１７日判決参照）。

そうすると、仮に、本件契約よりも前の年度の同種の契約については、たとえそれが違法又は不当であったとしても、住民監査請求の対象とはならず、令和７年度に行われた本件契約のみが、本件請求の対象となるものである。

本件契約は、７者が参加した指名競争入札によって、最低価格を提示した業者が落札し、当該業者と締結されたものであって、十分な競争原理が作用していることから、本件契約によって川口市に何らかの損害を与えたものであるとは認められない。

(3) まとめ

以上のことから、本件請求について、違法又は不当な点及び手続上の瑕疵は認められず、これによって損害が発生しているとは認められないことから、理由がないものと判断した。